

区 分	年 度
地域指定年度	平成18年度
計画策定年度	平成18年度
計画見直し年度	平成23年度
	令和 2年度
	令和 年度
市町村コード	262129

京丹後農業振興地域整備計画書

令和3年4月

京都府 京丹後市

目 次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	4
(2)	農業上の土地利用の方針	7
ア	農用地等利用の方針	7
イ	用途区分の構想	9
2	農用地利用計画	13
第2	農業生産基盤の整備開発計画	14
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	14
2	農業生産基盤整備開発計画	14
第3	農用地等の保全計画	15
1	農用地等の保全の方向	15
2	農用地等の保全のための活動	15
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ 総合的な利用の促進計画	16
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する 誘導方向	16
2	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	16
3	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を 図るための方策	16
第5	農業近代化施設の整備計画	17
1	農業近代化施設の整備の方向	17
2	農業近代化施設整備計画	17
3	既存施設との調整	17

第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	18
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	18
2	農業を担うべき者の支援の活動	18
	(1) 担い手農業者及び地域活動組織（集落営農的組織等）への支援	18
	(2) 新規就農者の育成・支援	18
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	19
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	19
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	19
第8	生活環境施設の整備計画	20
1	生活環境施設の整備目標	20
2	生活環境施設整備計画	20
	(1) 快適で美しく住みよい農村居住空間の創造	20
	(2) 防災機能向上による安全・安心な生活環境の確保	20
	(3) 地域の環境に配慮・調和した農業農村整備事業の推進	21
第9	附 図	
1	土地利用計画図（附図1号）	別添

別 記 農用地利用計画

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、京都府の北西部に位置し、京都市から直線距離で約90km、東西に約35km、南北に約30km広がり、面積501.44km²を有している。

地形は、中国山脈の流れを受けた標高400～600mの山々が連なる山稜が広がり、中央部には盆地、北側は日本海に面し、丹後天橋立大江山国定公園及び山陰海岸国立公園に指定されており、山陰海岸ジオパークが世界ジオパークとして認定されている。

土地利用の状況は、全体の約74.1%が山林・原野であり、田畑は約10.7%、宅地は約3.0%である。

気候は、四季の変化に富み、春は比較的晴天の日が多いが、夏は暑く、晩秋から冬にかけては「うらにし」と呼ばれるぐずついた天候が続き、冬は降雪期となり、山間部では1m以上の積雪となる。

人口は平成27年10月現在55,054人で、年齢別の人口割合をみると、年少人口比率（15歳未満）が12.2%、高齢人口比率（65歳以上）は35.3%で、少子高齢化が進行し、高齢人口の割合が、京都府全体の27.5%と比較しても極めて高くなってきている。

農業においても、農業従事者の高齢化と後継者不足が進んでおり、基幹産業として、農業の持続的発展を促進するためには、地域のリーダーとなる担い手農業者や新規就農者の確保・育成、個人営農から集落営農の組織化・法人化等への転換が課題である。

このため、「京力農場プラン」の作成を推進し、農地の有効利用や農地中間管理機構を介した農地集積を図り経営規模の拡大に必要な優良農地を確保する。

また、集落営農組織及び農業法人等の新規設立に伴う農業への企業参入についても推進する。

さらに、水田の汎用化と畑地利用を推進し、農地の有効利用と高度利用を図り、作業性を重視し、大型機械化へ対応するための大区画基盤整備を進めるとともに、AI・ICT等先端技術を活用したスマート技術の実装を加速化し、生産性や収益性の高い農業の確立を目指す。

特に、峰山町・大宮町を中心とした国道312号・482号、また国道178号の沿線をはじめ、整備が進められる山陰近畿自動車道への接続道路である峰山インター線等、人口の集中や開発が進む地域周辺においては、住宅地・商業地等と農地との調整を図り、都市計画を考慮した計画的な街づくりにより、市民の生活基盤と農業基盤のすみわけを明確に区分し、作業の効率化、生産コストの低減を可能とする環境を整備する。

一方、本市は海、山、川の豊かな自然と風光明媚な景観を有しており、穏やかな農村風景との調和・保全を図りながら、グリーンツーリズム、農業体験実習等の都市部との交流事業等を推進するとともに、本市ならではの旬やこだわりの食・料理でもてなす観光（美食観光）を軸とし、「観光」と「食」が協同した土地利用の促進も図る。

また、農地の保全・管理、農業生産基盤の整備及び有害鳥獣対策等の施策を通じ、耕作放棄地の発生を抑制し、担い手への利用集積や多様な主体による活用等により、既存の耕作放棄地の再生・活用を進め、農地の保全・有効利用を促進する。

さらに、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金等を利用し、農地が持つ多面的な機能を維持し、農地の保全を図っていく。

本市では、農地の減少を抑制するため、農振農用地区域への編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制、農地の利用状況調査、農地転用制度の厳格な運用等を行い、農業委員会と連携して優良農地の適切な確保に努める。

農業振興地域の土地利用

単位：ha、%

区分年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
令和元年度	4,775.7	29.7	52.3	0.3	5,378.4	33.5
令和11年度	4,674.6	29.1	53.7	0.3	5,447.9	33.9
増減	-101.1	-0.6	1.4	0.0	69.5	0.4

(注) () 内は混木林地面積で内数である。

住宅地		工業用地		その他		計	
実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
969.8	6.0	147.4	0.9	4,769.5	29.6	16,093.1	100.0
981.9	6.1	148.5	0.9	4,786.5	29.7	16,093.1	100.0
12.1	0.1	1.1	0.0	17.0	0.1	-	-

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地の設定方針

本地域内にある現況農用地4,775.7haのうち、おおむね次に掲げる農用地以外の農用地~~3,967.0~~3,968.5haについて農用地区域を設定する方針である。

a 次に掲げる地域・区域及び施設等の整備にかかる農用地

町名	地域・地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積 (ha)			備考
			農用地	森林その他	計	
峰山	国道312号大宮峰山インター線道路改良	新町～荒山	1.59	-	1.59	L=1,220m W=13.0m
	府道掛津峰山線(丹波バイパス)道路改良	丹波～矢田	0.83	-	0.83	L=1,040m W=8.0m
	市道五百井線道路改良	荒山	0.1	-	0.1	L=180m W=5.5m
	市道消山分畷下線道路改良	菅	0.13	-	0.13	L=230m W=5.5m
大宮	市道田井垣線道路改良	周枳	0.08	-	0.08	-
網野	二級河川新庄川河川改修	浅茂川・下岡	2.2	-	2.2	-
	二級河川福田川改修事業	下岡	3.0	-	3.0	-
	鳥取豊岡宮津自動車道 宮津網野線(府都市計画道路)	森本～公庄	2.5	-	2.5	-
	網野インター線(府都市計画道路)	公庄～小浜	1.0	-	1.0	-
	網野銚子山古墳整備	網野	1.0	-	1.0	-
	市道郷新田岡線道路改良	郷	0.25	-	0.25	-
	国道178号(木津バイパス)道路改良	木津～箱石	2.1	-	2.1	L=2,000m W=10.5m
	市道長田妹線道路改良	網野	0.47	-	0.47	L=550m W=8.5m
丹後	府道間人大宮線(丹後工区)道路改良	国久～成願寺	3.15	-	3.15	L=3,000m W=10.5m
	府道浜丹後線(上野平バイパス)道路改良	上野～平	1.7	-	1.7	L=1,700m W=10.0m

	府道浜丹後線（宮バイパス）道路改良	宮	0.8	-	0.8	L=1,060m W=7.5m
	市道袖志中央線道路改良	袖志	0.03	-	0.03	L=50m W=5.5m
	市道宇川齊宮線道路改良	牧ノ谷	0.24	-	0.24	L=480m W=5.0m
弥栄	府道網野岩滝線（外村バイパス）道路改良	外村	1.2	-	1.2	L=1,600m W=7.5m
久美浜	二級河川川上谷川河川改修	川上・海部・甲山	7.4	-	7.4	-
	国道312号（野中バイパス）道路改良	野中	1.22	-	1.22	L=1,160m W=10.5m
計			30.99	-	30.99	-

b. 集落内に介在する農地

町名	該当集落数
峰山	18
大宮	12
網野	22
丹後	31
弥栄	24
久美浜	60
計	167

c. 自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる山間谷地田等の農用地

d. その他

(a) 峰山町

宅地化が進みつつある国道312号・国道482号の沿線及び府道・市道の沿線（新治地内、二箇地内、長岡地内、新町地内、荒山地内）

(b) 大宮町

宅地化が進みつつある国道312号の沿線及び府道・市道の沿線（口大野地内、

谷内地内、三坂地内、明田地内、周枳地内、河内地内)

(c) 網野町

宅地化が進みつつある国道178号の沿線及び府道・市道の沿線(網野地内、浅茂川地内、下岡地内)

(d) 丹後町

宅地化が進みつつある国道178号の沿線及び市道の沿線(間内地内)

(e) 弥栄町

宅地化が進みつつある国道482号の沿線及び府道・市道の沿線(吉沢地内、堤地内、溝谷地内、黒部地内、和田野地内)

(f) 久美浜町

宅地化が進みつつある国道178号・国道312号の沿線及び府道・市道の沿線(久美浜地内、浦明地内、鹿野地内、葛野地内、湊宮地内、大向地内、河内地内、蒲井地内、旭地内)

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち(ア)において、農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要のあるものについて農用地区域を設定する方針である。

約28.5ha

(ウ) 現況森林原野等についての農用地区域の設定方針

網野町浅茂川の混牧林地2.6haについて、引き続き農用地等として設定する。

単位：ha

土地の種類	所 (位 置)	所有権又 は管理者	面積	利用しよう とする用途	備 考
林地	浅茂川(網B-2)	私有地	2.6	混牧林地	天然林
計			2.6		

(2) 農業上の土地利用の方針

ア 農用地等利用の方針

本市の農用地の大部分を占める水田では、食の安全・安心を基本に、消費者が信頼して食する米づくり、また、経営としての売れる米づくりに取り組む必要があり、農薬や化学肥料を低減した特別栽培米の団地化等による、丹後産コシヒカリの一層のブランド化を米の食味ランキング「特A」への復帰・継続の取り組みと合せて推進し、産地全体の品質や食味の底上げを図り良食味米産地としての地位の確立を目指す。また、多様な売れる米づくりとして、府内の酒造業界から需要のある酒造好適米「祝」や「京の輝き」等の生産拡大を推進する。

さらに、水田の有効利用により、飼料用米等新規需要米の生産を推進するとともに、黒大豆、小豆等の土地利用型作目と水菜、九条ねぎ、紫ずきん等の京野菜等の栽培面積を拡大し、作物の団地化・産地化を促進する。

畑作については、国営開発農地を中心に、加工原料野菜、果樹、飼料作物、根菜類、お茶等が作付けされており、引き続きそれらの規模拡大等を促進するとともに、特に基幹作物として導入したお茶については、今後も積極的に作付けの推進を図る。

また、砂丘畑については、砂丘地特産物として、メロン、スイカ、甘藷等の栽培を推進する。

農用地の現況、将来目標

単位：ha

区分 地区名	農 地			採草放牧地			混牧林地		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
峰 山	581.2 -	581.2 -	0	-	-	-	-	-	-
大 宮	602.1 -	602.1 -	0	-	-	-	-	-	-
網 野	481.5 -	481.5 -	0	-	-	-	2.6	2.6	0
丹 後	391.0 393.4	391.0 393.4	0	72.8	72.8	0	-	-	-
弥 栄	592.2 -	592.2 -	0	-	-	-	-	-	-
久美浜	1,245.0 1,245.8	1,245.0 1,245.8	0	-	-	-	-	-	-
計	3,894.0 3,896.6	3,894.0 3,896.6	0	72.8	72.8	0	2.6	2.6	0

農業用施設用地			計			森林・原野等
現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況
1.8	1.8	0	583.0	583.0	0	0
0.7	0.7	0	602.8	602.8	0	0
4.2	4.2	0	488.3	488.3	0	0
14.6	14.6	0	479.3 480.8	479.3 480.8	0	0
5.0	5.0	0	597.2	597.2	0	0
2.5	2.5	0	1,248.4 1,248.3	1,248.4 1,248.3	0	0
28.8	28.8	0	3,997.7 4,000.4	3,997.7 4,000.4	0	0

イ 用途区分の構想

1) 峰山町

① 吉原地区

鱒留川水系、小西川水系に属する農用地おおよそ91haについては、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

② 五箇地区

久次川水系、鱒留川水系に属する下流地域の農用地おおよそ165haについては、そのうちほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地76haを含めて、引き続き優良農地として確保する。

上流地域は急傾斜の農地があるが、引き続き優良農地として確保する。

③ 長岡地区

長岡水路に属する農用地おおよそ33haについては、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

④ 新山地区

竹野川水系に属する農用地おおよそ61haについては、一部を除きほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

田久谷川水系、大谷川水系に属する農用地おおよそ46haについては、不整形の農用地ではあるが田としての水利条件等の整備が進められ、中型機械に対応する水田条件を整えているため、引き続き優良農地として確保する。

なお、この地区は都市計画決定された峰山インター線等の事業が進められており、都市計画マスタープランに位置付ける新都市拠点として都市機能の集積を図る構想があることから、農地以外の用途で利用することを想定しつつ、当分の間、引き続き優良農地として確保する。

⑤ 丹波地区

竹野川水系、大糸川水系、中川水系に属する農用地おおよそ121haについては、未整備の農地もあるが、一部ほ場整備されており、引き続き優良農地として確保する。

⑥ 国営開発農地

峰山町内に点在する国営開発農地おおよそ42haは、大根、キャベツ、九条ねぎ、にんじん、甘藷等が栽培されており、引き続き優良農地として確保する。

2) 大宮町

① 口大野地区、周枳地区、河辺地区、善王寺地区

竹野川水系に属する農用地おおよそ162haについては、宅地化が進んでいる。同地域は、住宅誘導地域として位置付け、農地以外の用途で利用する。ただし、連担して作付けされている地域については、引き続き優良農地として確保する。

また、竹野川水系に属する農用地(河辺西部地区)おおよそ32haについては、ほ場整備が完了しているため、引き続き優良農地として確保する。

② 奥大野地区、常吉地区、谷内地区

竹野川水系、常吉川水系に属する農用地おおよそ127haについては、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

③ 三重・森本地区

竹野川水系に属する農用地おおよそ87haについては、森本地区で大区画のほ場整備が完了しており、機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

④ 五十河地区

竹野川水系に属する農用地おおよそ140haについては、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

⑤ 国営開発農地

大宮町内に点在する国営開発農地おおよそ64haは、お茶、大根、キャベツ、にんじん等が栽培されており、引き続き優良農地として確保する。

3) 網野町

① 島津地区

大橋川水系、大谷川水系に属する農用地おおよそ96haについては、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

② 網野地区

待谷川水系、福田川水系、新庄川水系、西村川水系に属する農用地おおよそ89haについては、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

また、西村川水系に属する上流の山林おおよそ2.6haを混牧林地として活用

し畜産の振興を推進する。

③ 郷地区

福田川水系、公庄川水系、新庄川水系に属する農用地おおよそ88haについては、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

新庄川水系に属する小規模に分散している農用地については、引き続き優良農地として確保する。

④ 木津地区

木津川水系、俵野川水系に属する農用地おおよそ42haについては、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

丘陵地に属するおおよそ48haの農用地は樹園地と畑の混在が多いため、農業生産の合理化を目指した土地利用の再編を推進する。

⑤ 浜詰地区

海岸線に属する農用地おおよそ24haについては、団地を形成し平坦な砂丘畑として利用され特産作目の主産地であるため、引き続き優良農地として確保する。

⑥ 国営開発農地

網野町内に点在する国営開発農地おおよそ111haは、お茶、桑、メロン、牧草等が栽培されており、引き続き優良農地として確保する。

4) 丹後町

① 間人地区

竹野川水系に属する農用地おおよそ29haについては、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

砂方地区の海岸線に属する農用地おおよそ11haの田については、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

② 豊栄地区

竹野川水系、徳良川水系、吉永川水系に属する農用地おおよそ133haについては、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

③ 竹野地区

竹野川水系に属する農用地（竹野沖田地区）おおよそ35haについては、大区

画のほ場整備が完了しているため、引き続き優良農地として確保する。

筆石地区の海岸線に属する農用地おおよそ5haについては、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

④ 上宇川地区

宇川水系に属する農用地おおよそ46haについては、再ほ場整備中であり、大型機械化を促進するため、引き続き優良農地として確保する。

碓地域 of 採草放牧地おおよそ73haについては、畜産の採草放牧地として引き続き確保する。

⑤ 下宇川地区

吉野川水系に属する農用地おおよそ23haについては、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

尾和・上野地区の海岸線に属する農用地おおよそ24haについては、尾和用水路の改修を行っており、引き続き優良農地として確保する。

袖志地区の海岸線に属する農用地おおよそ14haについては、小規模不整形な田が、棚田としてそのままの姿を保っており、その美しい景観を保全するため、引き続き優良農地として確保する。

⑥ 国営開発農地

丹後町内に点在する国営開発農地おおよそ16haは、ブロッコリー、九条ねぎ、牧草、甘藷等が栽培されており、引き続き優良農地として確保する。

5) 弥栄町

① 弥栄地区

竹野川水系に属する農用地おおよそ372haについては、機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

吉沢地区の農用地おおよそ26haについては、大型機械化を促進するためのほ場整備を推進する。

② 野間地区

宇川水系に属する農用地おおよそ33haについては、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

③ 国営開発農地

弥栄町内に点在する国営開発農地おおよそ143haは、蕪、大根、キャベツ、にんじん等が栽培されており、引き続き優良農地として確保する。

6) 久美浜町

① 久美浜地区、久美谷地区

河梨川水系、馬地川水系、久美谷川水系に属する農用地おおよそ80haについては、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

栲谷川水系に属する農用地おおよそ20haについては、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

② 川上地区、海部地区、神野地区

川上谷川水系に属する農用地おおよそ500haについては、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。

③ 佐濃地区

佐濃谷川水系の上流に属する農用地おおよそ265haについては、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地であるため、引き続き優良農地として確保する。女布地区の農用地おおよそ27haについては、大型機械化を促進するため再ほ場整備中であり、引き続き優良農地として確保する。

④ 田村地区、神野地区、湊地区

佐濃谷川水系の下流に属する農用地おおよそ36haについては、ほ場整備が完了し機械化に対応できる条件を備えた農地と果樹園として活用されており、引き続き優良農地として確保する。

平田地区・三分地区の農用地おおよそ40haについては、大型機械化を促進するため再ほ場整備の計画中であり、引き続き優良農地として確保する。

海岸線に属する砂丘畑については、観光農園として活用しているため、引き続き優良農地として確保する。

⑤ 国営開発農地

久美浜町内に点在する国営開発農地おおよそ117haは、梨、ぶどう、キャベツ等が栽培されており、引き続き優良農地として確保する。

2 農用地利用計画

別記農用地利用計画の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれている土地のうち、「現況」欄に掲げる土地を農用地区域とし、その農業上の用途は「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農業は、水田農業と国営農地開発の造成畑による畑作農業が中心である。

水田農業においては、ほ場整備率が61%程度であるが、体系的な担い手への土地集積は不十分な状況にあり、経営規模拡大の阻害要因となっている。また、山間部谷地田においては、高齢化や有害鳥獣による被害の多発により耕作放棄地が増加するなど農地の荒廃化が進んでいる。

平成14年度に事業完了した560haに及ぶ国営開発農地は、標準区画1ha、最大造成勾配5度、用水もほぼ確保されている。また、当該農地における畑作農業においては、丹後農業実践型学舎卒業生が就農するなど、新規就農の促進や新規作物の検討、農業への企業参入等新たな営農展開がなされており、就農者の平均年齢も水田部と比べ若く、次第に安定的な営農構造が確立されつつある。

一方で、近年の集中豪雨の頻発による土砂災害等の増加に対する、ため池等農業用施設の長寿命化対策及び安全対策が必要となっている。

2 農業生産基盤整備開発計画

水田部において、地域の土地利用調整活動と一体的に、以下の土地基盤整備の着実な推進を図るものとする。

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考
		受益地区	受益面積	
基盤整備	府営農村地域防災減災事業 ため池改修	峰山町 菅	36.4ha	継続
基盤整備	農業水路等長寿命化・防災減災事業	網野町 浅茂川		継続
基盤整備	府営農業競争力強化基盤整備事業 区画整理	丹後町 上宇川	45.9ha	継続
基盤整備	障害防止対策事業 農業用水管路、ポンプ場	丹後町 平、上野、尾和	21.0ha	継続
基盤整備	府営農業競争力強化基盤整備事業 区画整理	久美浜町 女布	26.9ha	継続
基盤整備	府営農業競争力強化基盤整備事業 区画整理	久美浜町 関	30.0ha	
基盤整備	府営農業競争力強化基盤整備事業 区画整理	久美浜町 平田、三分	40.0ha	継続

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市の農用地面積は、農業従事者の高齢化及び後継者不足等により土地条件の悪いところから次第に耕作放棄や荒廃が進むとともに、宅地等への転用により減少が続いている。

特に中山間地域においては、傾斜度や水管理等の農地条件も悪く、荒廃化が急速に進んでいる。

このように農用地の荒廃が進むと、食料供給力が低下するとともに、水源涵養や洪水防止、自然環境の保全等の農用地が持つ多面的機能の低下が懸念される。

このため、担い手農業者や新規就農者の確保・育成、農業への企業参入等を図るとともに、ほ場整備をはじめ、農道や水路等の農業生産基盤を整備して農作業の効率化と農業生産性の向上を図り、農用地の保全に努めていく。

また、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金等の活用により、農地が持つ多面的な機能を維持し、農地の保全を図っていくほか、担い手への農地利用集積及び有害鳥獣対策等により耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、所有者と利用者の調整や耕作放棄地再生利用への支援、地域外からの多様な主体との連携等により耕作放棄地の再生・活用を図っていく。

2 農用地等の保全のための活動

本市では、地域ぐるみでの効果の高い共同活動を推進するため、多面的機能支払交付金等により、地域での水路の草刈りや補修・施設の点検、農業水利施設の保全及び長寿命化を図る地域活動を支援する。

農用地保全にあたっては、耕作放棄地及び将来耕作放棄地になるおそれのある農地について、その地勢条件や面積等を調査し、食料生産を目的とした「生産用地」と、農地の多面的機能の維持を目的とした「多面的活用用地」に区分し、担い手団体が活用できるよう利用集積や再整備を図る。

多面的活用用地では、地域外の住民や企業・NPOなどと連携して市民一体となった農地の保全・活用を図り、農地の多面的機能の維持・保全や社会貢献活動を目的とした活用を進める「京都モデルファーム運動」を展開する。

また、依然として大きな課題である鳥獣被害を防止するため、捕獲檻設置に対する支援等を行い捕獲頭数を増やしていくとともに、防除施設の設置に対する支援等総合的な対策を講じて、鳥獣被害の発生防止を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業経営基盤強化促進法第12条に規定される認定農業者の目標とする効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、その主要な方策の一つである経営規模拡大に必須の農用地利用調整活動を促進する。

京丹後市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（平成17年4月1日京丹後市告示第56号。以下「基本構想」という。）は、その第1から第3においてそれら認定農業者の認定基準や農地占有率を目標値として掲げていることから、本計画においてもそれら基準や目標を共有し、認定農業者の経営規模拡大への取組みを進めることとする。

2 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

「京力農場プラン」づくりを進め、認定農業者等による効率的かつ安定的で持続可能な農業を目指すため、農地中間管理機構等と連携して、農用地の所有者及び認定農業者等の意向を把握し、両者を適切に結び付けて利用権設定を進めるとともに、集落の土地利用の現状と面的集積後の状況等を具体的に示し、集落における合意形成を図って農地の面的利用集積を促進する。

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関し、基本構想第4の農業経営基盤強化促進事業を実施する。

農業経営基盤強化促進事業は京丹後市農業技術者協議会主導の下で、次に掲げる事業を実施する。

- ① 農用地の所有権と利用権の分離原則に基づき農地中間管理事業と一体的に実施する利用権設定等促進事業
- ② 利用権設定等促進事業と一体的に実施する農地中間管理事業及び京都府農業会議と相互補完しつつその実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の主要な農業近代化施設について、集出荷施設や共同育苗施設などが整備されてきた。

今後は農業経営の体質強化を図りつつ、農産物を用途・需要別に必要な量・仕様に従って供給し、多様な用途・需要に対応した生産拡大の取組を推進する。

また、消費者・実需者のニーズに対応して、生産・加工・販売の一体化等の経営の多角化・高度化に向けた農業者による取組を促進するとともに、地域の第1次産業とこれに関連する第2次・第3次産業に係る事業の融合等による地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進する。

これらの新たな取組みに必要となる近代化施設等については、農家の意向等も踏まえて各種補助事業等を活用して整備する。

2 農業近代化施設整備計画

乾燥野菜加工場（2, 600 m²規模）

3 既存施設との調整

施設の設置にあたっては、遊休施設等の有効活用に配慮するとともに、特に地域主体型農業関連施設整備について既存の同種施設との調和調整を図ることとする。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農業の担い手である認定農業者は175名（令和元年7月時点）であるが、農業者全体は年々減少の傾向にあるとともに高齢化が進み、今後も大幅な新規就農者も見込めない状況であることから、意欲と能力を持った農業者・農地所有適格法人等の育成や確保が重要な課題となっている。

本市では、農地の所有・利用、耕作放棄地、農用地利用集積計画範囲などをデータベース化・視覚化し、土地利用の現状把握と利用調整を正確かつ迅速に行う「農業総合地図情報システム（A l g g i s）」を平成20年より稼働している。今後もこのシステムを活用し、就農者の育成・支援につながるよう、地図情報システムによる土地利用施策支援を推進する。

また、「京力農場プラン」づくりを進め、農地の有効利用や集積を図り、担い手農業者や新規就農者の確保・育成、個人営農から集落営農の組織化・法人化の取組支援のほか、農業次世代人材投資資金や地域集積協力金などの助成制度により支援する。

2 農業を担うべき者の支援の活動

(1) 担い手農業者及び地域活動組織（集落営農的組織等）等への支援

農業経営の改善を積極的に取組もうとする担い手農業者に対しては、京丹後市農業技術者協議会及び京丹後市農業経営改善支援センターを軸として、安定的かつ効率的な農業経営の確立に向け総合的な支援を行う。

また、地域活動組織については、持続可能な農業法人の設立を前提として、そのために必要な集落営農の効率化と一元化を達成するための支援をハード・ソフト両面から行う。

併せて、U I J ターン者や女性、定年退職者などの高齢者を含めた農業の未来を支える多様な担い手づくりを進める。

(2) 新規就農者の育成・支援

本市では、新規就農を希望する者に対し、一本化した相談窓口で対応することにより、新規就農希望者が求める営農形態に円滑に就農できることを目的として、新規就農相談窓口を設けている。その受入は、関係機関で組織する就農希望者新規就農者受入委員会が中心となり、受入審査から農地、住居等の斡旋、初期的就農研修等に至るまで一貫して行うほか、農業法人等で行う研修を強化する事業についても検討するなど、新規就農希望者の円滑な就農の促進を図る。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の産業構造は、時代の移り変わりとともに次第に農業への依存の度合いを減じ、それとともに農地面積に対する農業者数は減少の一途をたどっている。

今後は、農商工観連携により新たな市場を創出し、地域雇用・就業機会の拡大を推進することにより、さらなる安定的な就業の確保に努めるものとする。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業においては、農業経営基盤強化促進事業の推進などにより利用権の設定や農作業の受委託を促進するなど経営規模の拡大を図り、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進し、農業の生産性向上及び経営の安定化を図る。

また、本市には海、山、里の豊かな自然や旬の食材、伝統料理や加工品があり、これらを活かした農林水産物の6次産業化やブランド化などによる付加価値の高い農産物・加工品の創出により、「儲かる農林水産業」を推進し、農業従事者の安定的な就業を確保する。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備目標

農村においては、農業経営の低迷や高齢化等から次第に活気が失われ、集落、地域の資源保全活動についてもそれを次世代に継承することが困難な状況になりつつあり、適正な地域資源の保全策が必要である。

そのため、農業生産基盤の整備とあわせて、地域の活性化を促すため自然環境との調和に配慮した農村整備事業、集落防災機能の充実、都市と農村の交流基盤確保や活性化施設の整備等にうるおいのある農村居住空間を創設するものとする。

2 生活環境施設整備計画

(1) 快適で美しく住みよい農村居住空間の創造

地域資源と生活環境に適した農村生活環境基盤を農業生産基盤の整備と一体的かつ総合的に行い、快適でうるおいのある農村居住空間を創造する。

(2) 防災機能向上による安全・安心な生活環境の確保

ため池等の農業用水利施設の保全と水辺空間の有効活用により、うるおいのある豊かで安心・安全な生活環境を創設する。

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考
		受益地区	受益面積	
用排水施設整備	団体営河川工作物応急対策事業 五箇堰 頭首工 1基	峰山町 五箇	21.0ha	
防火水槽	耐震性貯水槽新設 40t	峰山町 長岡		
	耐震性貯水槽新設 40t	弥栄町 和田野		
	耐震性貯水槽新設 40t	久美浜町 新庄		
	耐震性貯水槽新設 40t	久美浜町 安養寺		
	耐震性貯水槽新設 40t	久美浜町 永留		
	耐震性貯水槽新設 40t	久美浜町 浦明		

(3) 地域の環境に配慮・調和した農業農村整備事業の推進

地域の自然資源、伝統文化・歴史、動植物の生態系、自然景観に配慮した農業農村整備事業を推進する。

第9 附 図

1 土地利用計画図（附図1号）

別 記 農用地利用計画